

2023年（令和5年度）の 税制改正のポイント

2023年1月

2022年12月16日、令和5年度税制改正大綱が政府与党より公表されました。本資料は、上記税制改正大綱に記載のある主要な改正項目について概要をまとめたものです。

税制改正大綱は翌年度以降の税制改正の方針やその概要を記載したものにすぎず、最終的な改正税制の内容は、今後国会に提出される税制改正法律案、その後の国会審議等を受けて、本資料の記載内容より変更が生じる可能性がありますのでご留意ください。

目次

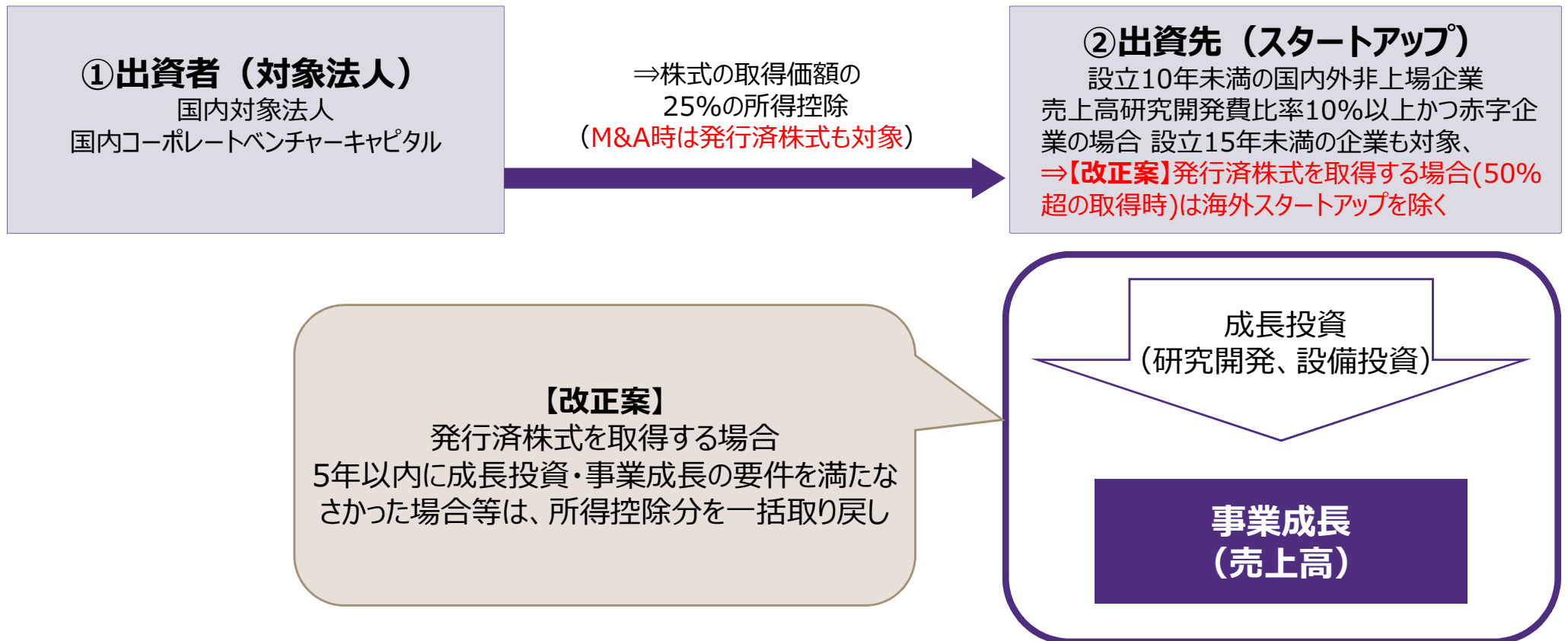
1. 法人課税	3
2. 個人・資産課税	25
3. 国際課税	47
4. 消費税	55
5. 納税環境整備	57
6. その他	62



1. 法人課税

オープンイノベーション促進税制の拡充・要件見直し（1/3）

- ✓ M&Aは、スタートアップが自社だけでは実現不可能な、大きく・早く成長できる重要な出口戦略であることから、M&A時の発行済株式の取得に対してオープンイノベーション促進税制の適用の拡充が図られています。
- ✓ また、現行の新株発行に対する出資についても現行制度を継続し、一部要件の見直しが行われています。



出典：経済産業省「令和5年度（2023年度）経済産業関係税制改正について」より、一部を加工して作成

オープンイノベーション促進税制の拡充・要件見直し（2/3）

✓ 現行制度との要件比較

項目	現行	拡充改正案
対象の特定株式	新規発行株式（資本金増加に伴う現金出資）	発行済株式（50%超の取得時）
議決権要件	要件なし⇒【改正案】既に議決権の過半数を有しているスタートアップ企業に対する出資を対象から除外	取得により過半数を有すること
所得控除 上限額 (取得額換算)	25億円/件⇒【改正案】12.5億/件 (100億円/件⇒【改正案】50億円/件)	50億円/件 (200億円/件)
	1事業年度125億円まで (1事業年度500億円まで)	
株式取得 下限額	対象法人が大企業の場合、1億円以上/件 中小企業の場合、1千万円以上/件 海外スタートアップ企業への出資は、5億円以上/件	対象法人が大企業、中小企業問わず、5億円以上/件 スタートアップ企業は内国法人限定（海外のスタートアップ企業を除く）
併用制限	なし	2023年（令和5年）4月1日以後に現行税制を適用した場合に、そのスタートアップ企業の株式は対象外
保有見込期間および 特定事業活動の継続期間	3年	5年
出資、取得目的	純投資ではなく、オープンイノベーションに向けた出資	現行と同様

オープンイノベーション促進税制の拡充・要件見直し（3/3）

- ✓ 発行済株式を取得した場合の特定株式に係る特別勘定の取崩し事由は、以下のとおり現行の取り崩し事由を見直したうえで、現行の取り崩し事由と同様となります。

現行	改正案
<p>取得後3年以内に以下の事由等に該当することとなった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定株式につき経済産業大臣の証明が取り消された場合 ◆ 特定株式の全部または一部を有しなくなった場合 ◆ 特定株式につき配当を受けた場合 ◆ 特定株式の帳簿価額を減額した場合 ◆ 特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があった場合 ◆ 特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合 ◆ 対象法人が解散した場合 ◆ 特別勘定の金額を任意に取り崩した場合 等 	<p>左記事由に以下の事由が追加される</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象法人を合併法人とする合併によりスタートアップ企業が解散した場合 ◆ 議決権の過半数を有しないこととなった場合 ◆ 特定株式の取得から5年を経過した場合 ただし、取得から5年以内のいずれかの事業年度において、売上高が1.7倍かつ33億円以上となったこと等の要件に該当する場合は取崩し不要 ◆ 上記ただし書の場合において、株式取得から5年経過後に現行の取崩し事由に該当した場合 ◆ 上記ただし書の場合において、特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合が減少したときは、その減少割合に応じて取り崩す ◆ 上記ただし書の場合において、剰余金の配当を受けたときは、その配当額の25%相当額を取り崩す

研究開発税制の見直し 一般試験研究費に係る特別控除（中小企業者以外）

✓ 研究開発投資のインセンティブ強化に向けた控除割合・控除上限額の見直しが行われました。

項目	現行	改正案
控除率(※1)	試験研究費の額×10.145%±α (2%~14%)	試験研究費の額×11.5%±α (1%~14%)
控除率算式	増減試験研究費割合(※2)>9.4% 10.145%+(増減試験研究費割合-9.4%) ×0.35(上限14%) 増減試験研究費割合(※2)≤9.4% 10.145%-(9.4%-増減試験研究費割合) ×0.175(下限2%)	増減試験研究費割合(※2)>12% 11.5%+(増減試験研究費割合-12%)×0.375 (上限14%) 増減試験研究費割合(※2)≤12% 11.5%-(12%-増減試験研究費割合)×0.25(下 限1%)
控除上限額(※1) 5%上乗せ措置の 廃止	次の要件のいずれも満たす法人 ・基準年度※比売上金額減少割合>2% ・当期の試験研究費の額>基準年度※試験研 究費の額 ※:2020年2月1日より前に終了する事業年度 (コロナ禍前との比較)	廃止
控除上限額(※1) の変動	—	・増減試験研究費割合4%超→最大5%増額 ・増減試験研究費割合△4%超→最大5%減額

※1:「試験研究費に控除率を乗じた金額」と「法人税額に控除上限額の割合を乗じた金額」のいずれか少ない金額が税額控除額となる。

※2:過去3年間の平均試験研究費に対する試験研究費が増加した割合

本資料は、令和4年12月16日、政府与党より公表された令和5年度税制改正大綱に記載のある主要な改正項目について概要をまとめたものです。税制改正大綱は翌年度以降の税制改正の方針やその概要を記載したものにすぎず、最終的な改正税制の内容は、今後国会に提出される税制改正法律案、その後の国会審議等を受けて、本資料の記載内容より変更が生じる可能性がありますのでご注意ください。

研究開発税制の見直し 中小企業者等の特別控除（中小企業者）

✓ 研究開発投資のインセンティブ強化に向けた控除割合・控除上限額の見直しが行われました。

項目	現行	改正案
控除率(※1)	試験研究費の額×12%+α (12%~17%)	試験研究費の額×12%+α (12%~17%)
控除率算式	増減試験研究費割合(※2)>9.4% 12%+(増減試験研究費割合-9.4%) ×0.35(上限17%) 増減試験研究費割合(※2)≤9.4% 12%	増減試験研究費割合(※2)>12% 12%+(増減試験研究費割合-12%)×0.375 (上限17%) 増減試験研究費割合(※2)≤12% 12%
控除上限額 (※1) 5%上乗せ措置 の廃止	次の要件のいずれも満たす法人 ・基準年度※比売上金額減少割合>2% ・当期の試験研究費の額>基準年度※試験研究費の額 ※:コロナ禍前との比較	廃止
控除上限額 (※1) 上乗せ措置	増減試験研究費割合>9.4% 法人税額×10%	増減試験研究費割合>12% 法人税額×10%

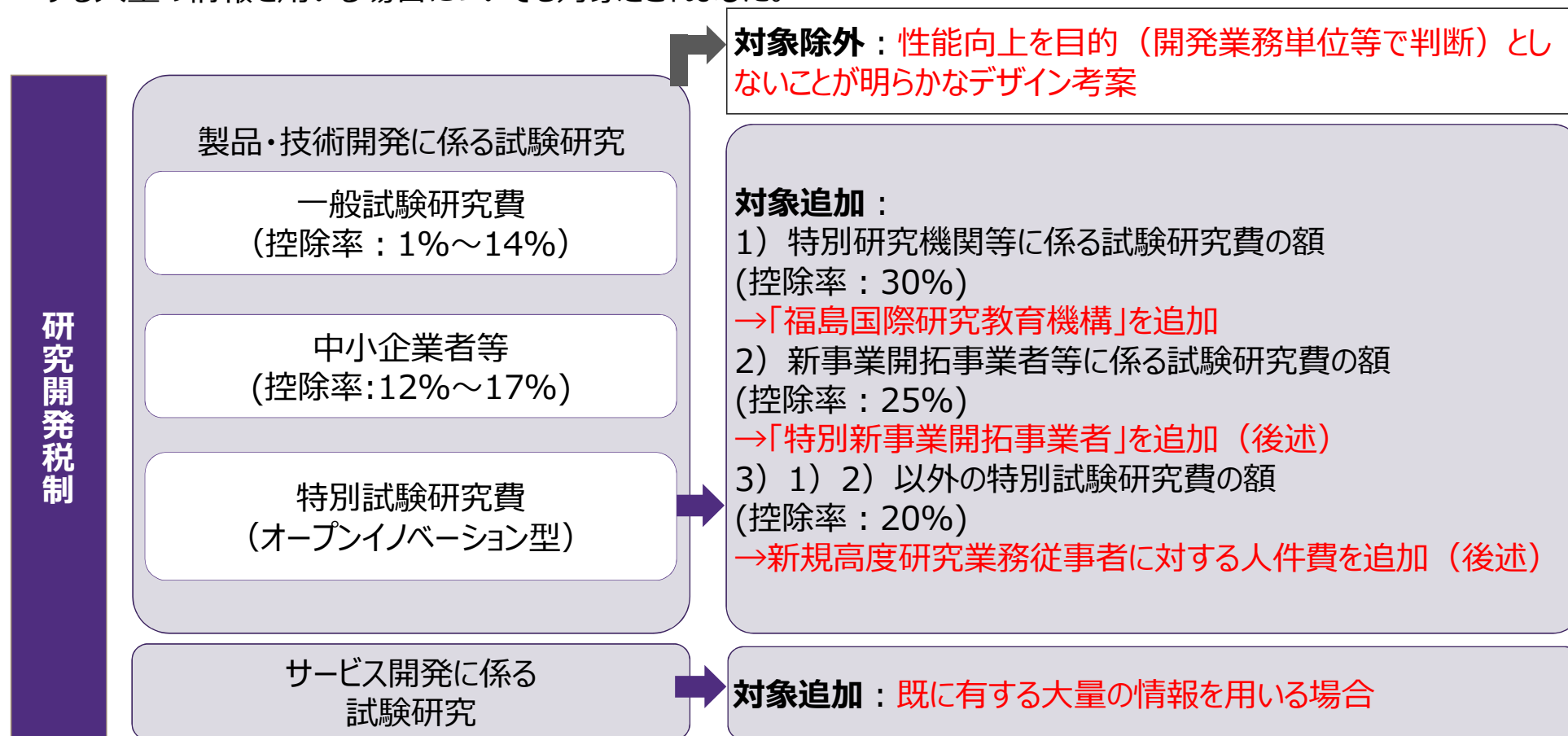
※1:「試験研究費に控除割合を乗じた金額」と「法人税額に控除上限額の割合を乗じた金額」のいずれか少ない金額が税額控除額となる。

※2:過去3年間の平均試験研究費に対する試験研究費が増加した割合

研究開発税制の見直し

研究開発費の範囲の見直し（1/3）

- ✓ 試験研究費の範囲から、性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計及び試作に要する費用が除外されました。
- ✓ 試験研究費のうち対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用について、既に有する大量の情報を用いる場合についても対象とされました。



研究開発税制の見直し

研究開発費の範囲の見直し（2/3）

- ✓ 特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費が対象範囲に追加されました。

項目	追加される特別試験研究費
特別新事業開拓事業者	<p>産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う会社で、その経営資源が、その特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるもの</p> <p>ただし、次の要件に該当するものに限る</p> <ul style="list-style-type: none">・既に事業を開始している・一定の投資事業有限責任組合を通じて又は国立研究開発法人から出資を受けている・設立後15年未満・研究開発費の額の売上高の額に対する割合が10%以上 等

研究開発税制の見直し

研究開発費の範囲の見直し（3/3）

- ✓ 高度な研究人材への投資を促し、国際競争に資するハイレベルでオープンなイノベーションを促進するため、特別試験研究費（オープンイノベーション型）の対象範囲の追加が行われました。

項目	追加される特別試験研究費
新規高度研究業務従事者に対する人件費	<p>次の全ての要件を満たす試験研究に係る新規高度研究業務従事者に対する人件費の額</p> <p>①その法人の役員又は使用人である次の者（新規高度研究業務従事者）に対して人件費を支出して行う試験研究であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士の学位を授与された者で、その授与された日から5年を経過していないもの ・他の者（その法人との間に一定の資本関係がある者を除く。）の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、その法人（その法人との間に一定の資本関係がある者を含む。）の役員又は使用人となった日から5年を経過していないもの <p>②aの額がbの額のうちに占める割合（新規高度人件費割合）を前期の新規高度人件費割合で除して計算した割合が1.03以上である法人が行う試験研究（工業化研究を除く）であること。</p> <p>a) 試験研究費の額（工業化研究に係る試験研究費の額を除く）のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額</p> <p>b) 試験研究費の額のうちその法人の役員又は使用人である者に対する人件費の額</p> <p>③次のいずれかに該当する試験研究であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その内容に関する提案が広く一般に又はその法人の使用人に募集されたこと。 ・その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであること。 ・その試験研究に従事する者が広く一般に又はその法人の役員若しくは使用人に募集され、その試験研究に従事する新規高度研究業務従事者とその募集に応じた者であること。

中小企業設備投資減税の見直しおよび延長（1/2）

- ✓ 青色申告書を提出する中小企業者等(*1)を対象に、設備投資に伴う優遇税制の一部見直しをし、その適用期限を2年延長する。

項目	中小企業経営強化税制	中小企業投資促進税制
適用期間	2025年（令和7年）3月31日まで に対象設備を取得して事業のように供すること	2025年（令和7年）3月31日まで に対象設備を取得して事業のように供すること
対象設備	機械装置 @160万円以上	機械装置 @160万円以上
	工具 @30万円以上	工具 @30万円以上で合計120万円以上
	器具備品 @30万円以上	ソフトウェア 合計70万円以上
	建物附属設備 @60万円以上	普通貨物自動車 車両総重量3.5t以上
	ソフトウェア @70万円以上	内航船舶 取得価額の75%が対象 (総トン数500t以上の船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定する)

*1：資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人または協同組合等のうち、下記のものを除く

- ①同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

中小企業設備投資減税の見直しおよび延長（2/2）

項目	中小企業経営強化税制	中小企業投資促進税制
特別償却率	即時償却(100%)	30%
税額控除率	中小企業者等：7% 特定中小企業者等(*2)：10% 上限：法人税額または所得税額の20%	中小企業者等：適用なし 特定中小企業者等(*2)：7% 上限：法人税額または所得税額の20%
指定事業	・主に建設業、製造業、卸売業、小売業、サービス業等が対象 ・下記の事業等は対象外 電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等	・主に建設業、製造業、卸売業、小売業、サービス業等が対象 ・下記の事業等は対象外 電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等
適用要件	新品の特定経営力向上設備等の取得等をし、指定事業の用に供すること	一定の対象設備の取得等をし、指定事業の用に供すること
見直しによる除外	特定経営力控向上設備等の対象から 次の設備を除外する ・コインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの	対象設備から 次の設備を除外する ・コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの

*2：資本金3,000万円以下の中小企業者等

本資料は、令和4年12月16日、政府与党より公表された令和5年度税制改正大綱に記載のある主要な改正項目について概要をまとめたものです。税制改正大綱は翌年度以降の税制改正の方針やその概要を記載したものにすぎず、最終的な改正税制の内容は、今後国会に提出される税制改正法律案、その後の国会審議等を受けて、本資料の記載内容より変更が生じる可能性がありますのでご注意ください。

中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例の見直し (1/2)

✓ 中小企業等経営強化法に係る固定資産税の優遇措置の現行制度を廃止し、新制度を設ける。

項目	現行	改正案
適用対象者	中小企業者等	同左
適用期間	2023年（令和5年）3月31日の間に取得した対象設備等に適用される	2023年（令和5年）4月1日～2025年（令和7年）3月31日の間に取得した対象設備等に適用される
対象設備	機械装置 @160万円以上	同左
	工具 @30万円以上	
	器具備品 @30万円以上	
	建物附属設備 @60万円以上	
	構築物 @120万円以上	適用除外
事業用家屋 取得価額の合計が300万円以上となる最先端設備とともに導入したもの		

中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例の見直し (2/2)

項目	現行	改正案
固定資産税の減免割合	3年間最大100%減免	3年間 50%減免 雇用者給与増加に関連する一定の要件を満たす場合 1)2023年(令和5年)4月1日から2024年(令和6年)3月31日までの間に取得 5年間2/3減免 2)2024年(令和6年)4月1日から2025年(令和7年)3月31日までの間に取得 4年間2/3減免
適用要件	設備の取得前に先端設備等導入計画の認定を受けて対象設備を取得すること	同左 (年平均の投資利益率が5%以上と見込まれる投資計画に限る)

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直しおよび延長

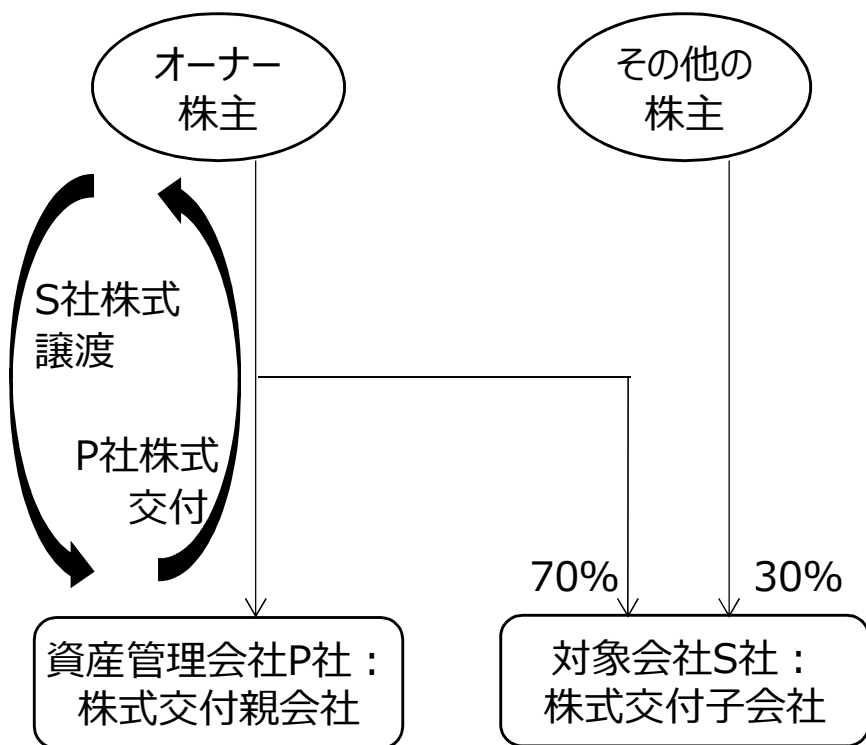
- ✓ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、適用期限が2026年（令和8年）3月31日まで延長され、下記の主な見直しがされます。また、2024年（令和6年）4月1日以後に譲渡資産を譲渡して、同日以後に買換資産を取得した一定の場合には、下記届出書の提出の要件が加わります。

内容	改正案
既成市街地等の区域内から区域外への買換え	適用対象から除外
長期所有（所有期間が10年超）の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換え	本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う課税の繰延べ割合 ・東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への移転 80%から90%に引き上げ ・地域再生法の集中地域以外から東京都の特別区の区域への移転 70%から60%に引き下げ
届出書提出の要件の追加	譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する3月期間（その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間）の末日の翌日以後2月以内に①本特例の適用をうける旨②適用を受けようとする措置の別③取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に届け出ることが要件に加えられます。 ※先行取得の場合、特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産を交換した場合の課税の特例を除かれます。 ※先行取得の場合の届出書について、上記と同じ記載事項に見直しがされます。

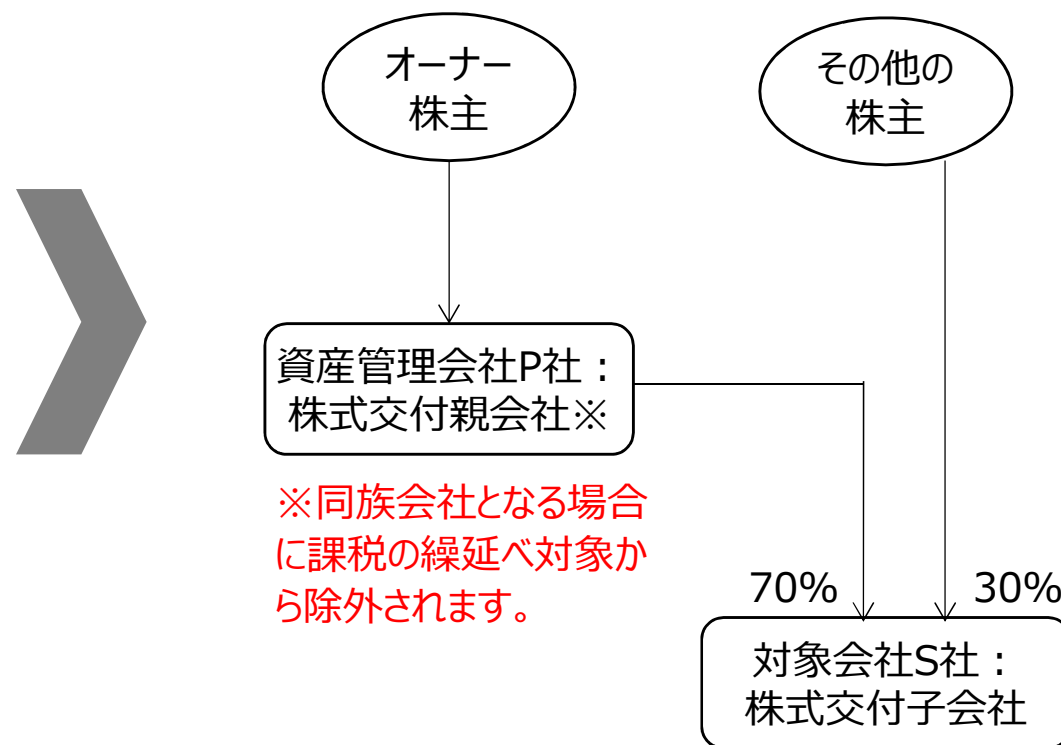
株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例の見直し（株式交付制度）

- ✓ 2023年（令和5年）10月1日以後に行われる株式交付について、株式交付後に株式交付親会社が同族会社（非同族の同族会社を除く）に該当する場合には、株式交付による課税の繰延べ対象から除外されます。

【株式交付前】



【株式交付後】



地域未来投資促進税制の見直し及び延長（1/2）

- ✓ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の課税の特例について、地域経済はエネルギー価格や原材料費の高騰等を背景に厳しい経済状況が継続する中、引き続き地域の「稼ぐ力」を強化すべく、適用期限が2年間延長され、下記の主な見直しがされます。

内容	改正案
国の確認要件の運用改善	<ul style="list-style-type: none">要件の判定において売上高を計算する場合、需要の変動等による影響を勘案した計算方法を用いることとする先進性に係る要件について、評価委員の評価制度の向上に向けた措置を講ずる
課税の特例措置の適用要件の変更①	先進性に係る要件のうち サプライチェーンの強じん化に資する類型 から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の規定により 特定重要物資として指定された物資の製造に係る事業を除外 する。
課税の特例措置の適用要件の変更②	対象事業を行う承認地域経済牽引事業者(以下「対象事業者」という)が 取得する予定の減価償却資産の取得予定価格の要件 を以下に見直す。 <ul style="list-style-type: none">現行：その対象事業者の前事業年度における減価償却費の額の10%以上の額改正案：その対象事業者の前事業年度における減価償却費の額の20%以上の額(※) <p>※その対象事業者が連結会社である場合は、同一の連結範囲に含まれる他の会社の前連結会計年度における減価償却費の額の合計額を加えた金額とする。</p>

地域未来投資促進税制の見直し及び延長（2/2）

- ✓ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の課税の特例について、地域経済はエネルギー価格や原材料費の高騰等を背景に厳しい経済状況が継続する中、引き続き地域の「稼ぐ力」を強化すべく、適用期限が2年間延長され、下記の主な見直しがされます。

内容	改正案
上乗せ要件の変更①	特別償却率及び税額控除率の上乗せ措置の対象に、次の要件をすべて満たす場合を追加する。 <ul style="list-style-type: none">• その承認地域経済牽引事業について、国の確認を受ける事業年度の前事業年度及び前々事業年度における平均付加価値額が50億円以上であること• その承認地域経済牽引事業が3億円以上の付加価値額を創出すると見込まれること• 労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること
上乗せ要件の変更②	上乗せ支援措置の対象範囲から、承認地域経済牽引事業の実施場所が特定非常災害に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物が所在していた区域内である場合等に先進性に係る要件を満たすこととする特例により国の確認を受ける場合(災害特例)を除外する。
適用期限の延長	<ul style="list-style-type: none">• 現行：2023(令和5)年3月31日までに特定事業用機械等を事業供用した場合• 改正案：2025(令和7)年3月31日までに特定事業用機械等を事業供用した場合

デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の見直し及び延長

- ✓ 情報技術事業適応設備を取得した場合等の課税の特例について、DX推進において課題となっているデジタル人材の育成・確保に取り組むとともに、成長性の高い海外市場の獲得を含めた売上上昇につながる「攻め」のデジタル投資に踏み切ることが後押しするため、適用期限が2年間延長され、下記の主な見直しがされます。

内容	改正案
事業適応計画の認定要件の変更	以下の要件を見直す。 ①生産性の向上又は新需要の開拓に関する要件 →売上高が10%以上増加することが見込まれることの要件 ②前向きな取組(取組類型)に関する要件 →対象事業の海外売上高比率が一定割合以上になることが見込まれることの要件 ③デジタル人材の育成・確保を促すため、人材育成・確保等に関連する事項を要件化する
適用期限の延長	• 現行：2023(令和5)年3月31日までに情報技術事業適応設備を事業供用した場合 • 改正案：2025(令和7)年3月31日までに情報技術事業適応設備を事業供用した場合(※) ※2023(令和5)年3月31日までに認定の申請をした事業適応計画に従って2023(令和5)年4月1日以降に取得等をする資産については適用しない。

スピンオフ税制 -産業競争力強化法の認定に基づく株式分配（1/4）

✓ 完全子法人株式の現物分配 - 税制適格となる3パターン（イメージ）

令和5年度税制改正で新設

	適格現物分配（法人税法）	適格株式分配（法人税法）	適格株式分配（租税特別措置法）
現物分配前			
現物分配後			
資本関係	<ul style="list-style-type: none"> • 現物分配直前にX社とA社の間に完全支配関係があること 	<ul style="list-style-type: none"> • A社を支配する者がおらず、分配後にB社を支配する者がいないと見込まれること • A社はB社株式全てを分配すること 	<ul style="list-style-type: none"> • A社を支配する者がおらず、分配後にB社を支配する者がいないと見込まれること • 分配後もA社はB社株式を20%未満までなら所有できる

スピンオフ税制

-産業競争力強化法の認定に基づく株式分配 (2/4)

- **適格株式分配の課税関係 (法人税法)**

現物分配法人 (A社) : 完全子法人株式の譲渡損益発生せず。

現物分配法人の株主 : みなし配当発生せず。現物分配法人株式の譲渡損益発生せず。

- **租税特別措置法により、株式分配に該当することとされる現物分配**

2023年4月1日から2024年3月31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法
の特定剰余金配当(* 1)として行う現物分配で、完全子法人株式が移転するもの。

- 法人税法上の株式分配 (現行制度) は完全子法人株式の全部が移転する必要があるが、その要件を緩和。
- 上記のうち、後述する適格要件を満たすものが適格株式分配となる。

* 1 特定剰余金配当 : 剰余金の配当で、配当財産が産業競争力強化法による事業再編計画の認定を受けた事業者の関係事業者 (子会社など) の株式等であるもの。

スピンオフ税制 -産業競争力強化法の認定に基づく株式分配 (3/4)

✓ 産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件

要件	内容
計画期間	3年以内（大規模な設備投資を行うものに限り5年）
生産性の向上 （事業部門単位）	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①修正ROIC 2%向上 ②固定資産回転率（有形固定資産＋ソフトウェアの回転率） 5%向上 ③従業員1人当たり付加価値額 6%向上
財務の健全性 （企業単位）	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①有利子負債／キャッシュフロー ≤ 1.0倍 ②経常収入 > 経常支出
雇用への配慮	計画に係る事業所における労働組合等と協議により、十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。
事業構造の変更	関係事業者(*1)または外国関係法人(*2)の株式等の譲渡（当該株式等を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により配当を行う事業者の関係事業者、外国関係法人でなくなる場合に限る）
前向きな取組	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減

出典：経済産業省「産業競争力強化法における事業再編計画の認定要件と支援措置について」

* 1 他の事業者（認定を受ける事業者）がその経営を実質的に支配していると認められる一定の事業者（認定を受ける事業者の子会社など）

* 2 国内に本店又は主たる事務所を有する事業者（認定を受ける事業者）がその経営を実質的に支配していると認められる一定の外国法人

スピンオフ税制 -産業競争力強化法の認定に基づく株式分配 (4/4)

✓ 租税特別措置法と法人税法の株式分配の適格要件の比較

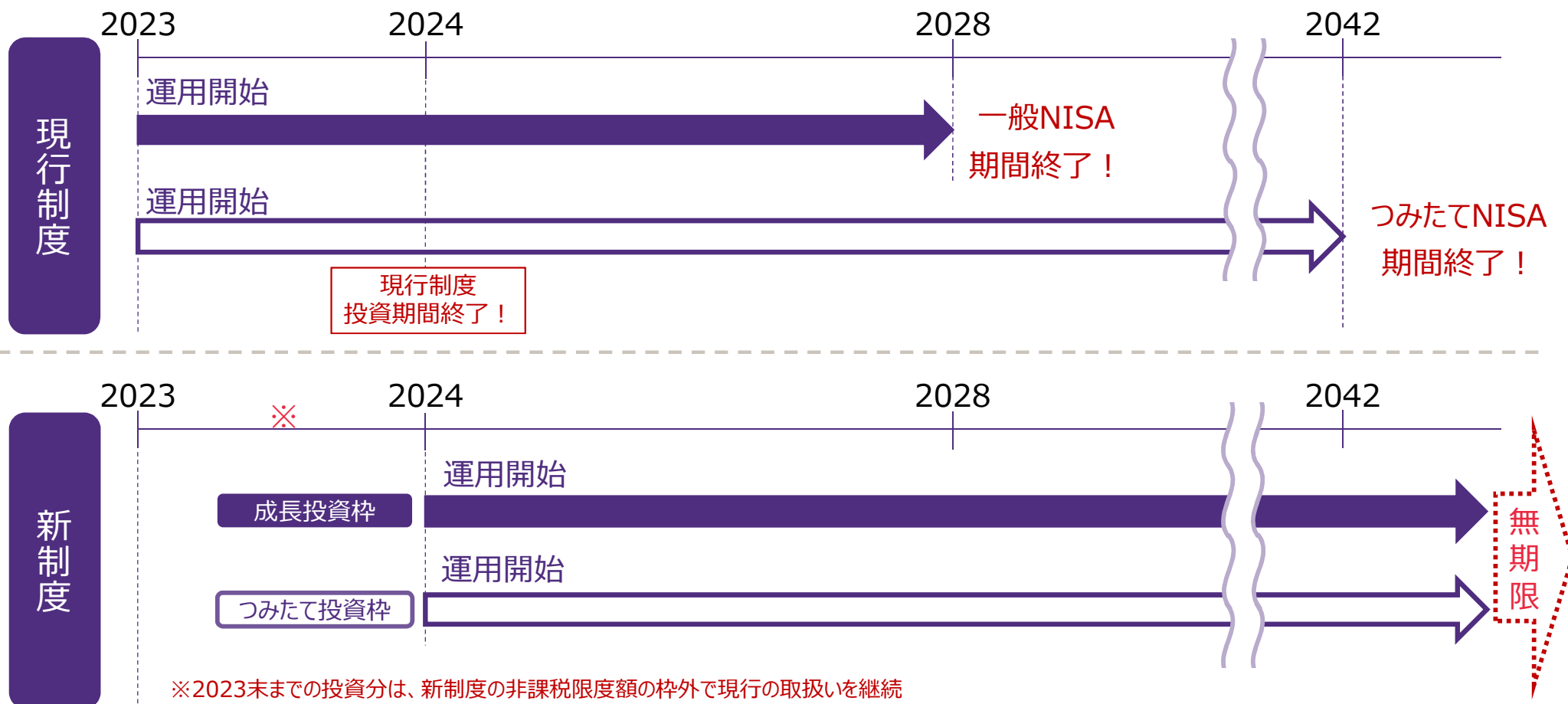
適格要件	租税特別措置法による株式分配 (新設)	法人税法による株式分配 (現行制度)
完全子法人株式の按分交付要件	現物分配法人の各株主の持株数に応じて完全子法人株式のみを交付すること	同左
分配する株数の要件	現物分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の 20%未満 となること	現物分配法人が有する完全子法人株式の 全てを交付 すること
非支配要件	株式分配の直前に現物分配法人に他の者による支配関係がなく、かつ、株式分配後に完全子法人に他の者による支配関係があることとなると見込まれていないこと	同左
特定役員引継要件	株式分配前の完全子法人の特定役員の全てが当該株式分配に伴って退任するものではないこと	同左
従業者引継要件	完全子法人の従業者のおおむね 90%以上 がその業務に引き続き従事することが見込まれていること	完全子法人の従業者のおおむね 80%以上 がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
主要事業継続要件	完全子法人の主要な事業が引き続き行われることが見込まれること	同左
その他	その認定に係る関係事業者または外国関係法人の特定役員に対して新株予約権が付与され、または付与される見込みがあること等の要件を満たすこと	N/A (現行制度にはない新規の要件)



2. 個人・資産課税

2023年度のNISAに係る改正（1/2）

- ✓ これまでのNISAは、つみたてNISAが2042年まで、一般NISAが2028年まで、非課税期間5年、という保有期限が設けられていました。
- ✓ 今回の改正で上記投資可能期間及び保有期限のいずれも制限がなくなり、2024年以降にNISA口座で受け入れたものについては、投資可能期間が「恒久的」かつ非課税保有期間が「無期限」とされました。

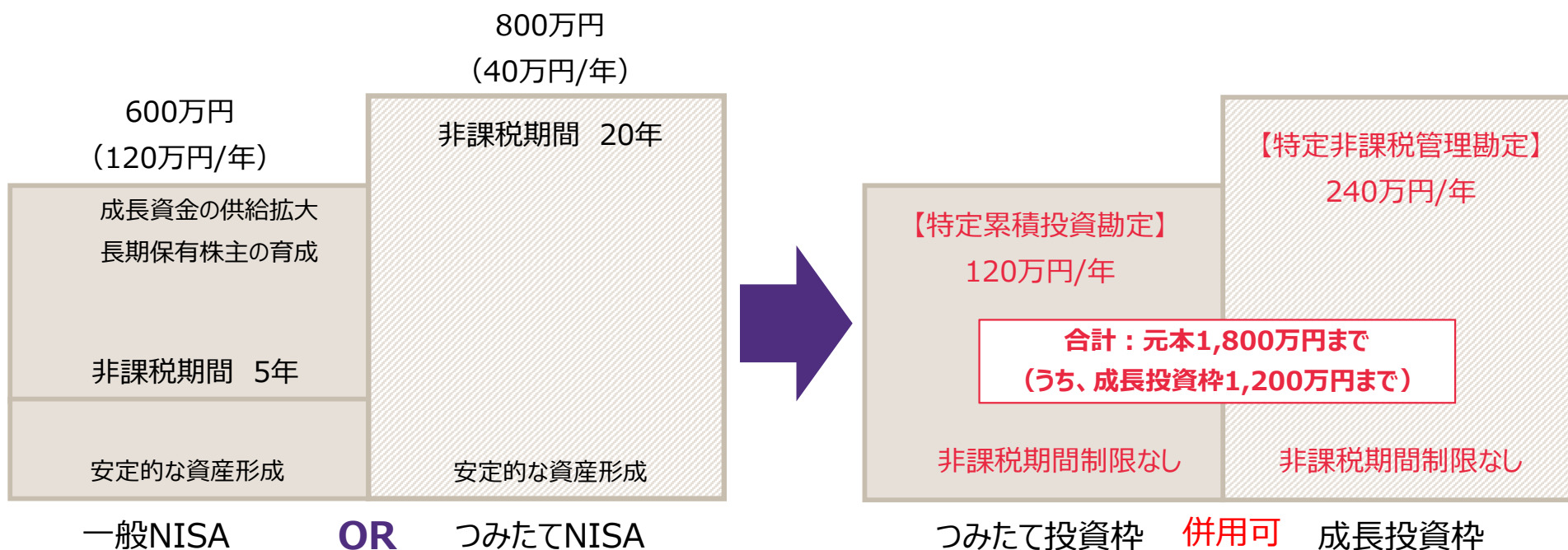


2023年度のNISAに係る改正 (2/2) -2024年(令和6年)以降のNISAの仕組み-

現行制度

新制度

制度の概要



補足説明

- 特定累積投資勘定の対象商品
公募等株式投資信託（インデックス・ファンド等）の受益権の定期的かつ継続的な買い付けによる投資等が含まれる。
- 特定非課税管理勘定の対象商品
上記の他、一般的な上場株式等への投資が含まれる。
- ジュニアNISAの移管について
ジュニアNISAの投資可能期間は2023年（令和5年）12月31日までとなり、非課税保有期間が終了した商品は、原則として18歳に達するまで自動的に非課税期間の延長がされ、継続管理勘定へ移管される。

スタートアップ再投資にかかる非課税措置

- ✓ 投資家が、保有株式の譲渡益を、スタートアップに再投資する場合、スタートアップ株式の譲渡時点まで、課税の繰り延べができます。この制度が拡充されて、スタートアップ株式に再投資した分の譲渡益について、上限20億円まで課税しない非課税措置が創設されます。

1) 投資段階での優遇措置

スタートアップの設立年において、スタートアップ株式を払込取得した居住者等*は、取得年に、一般株式・上場株式の譲渡益から、スタートアップ株式の取得価額を控除することができる。

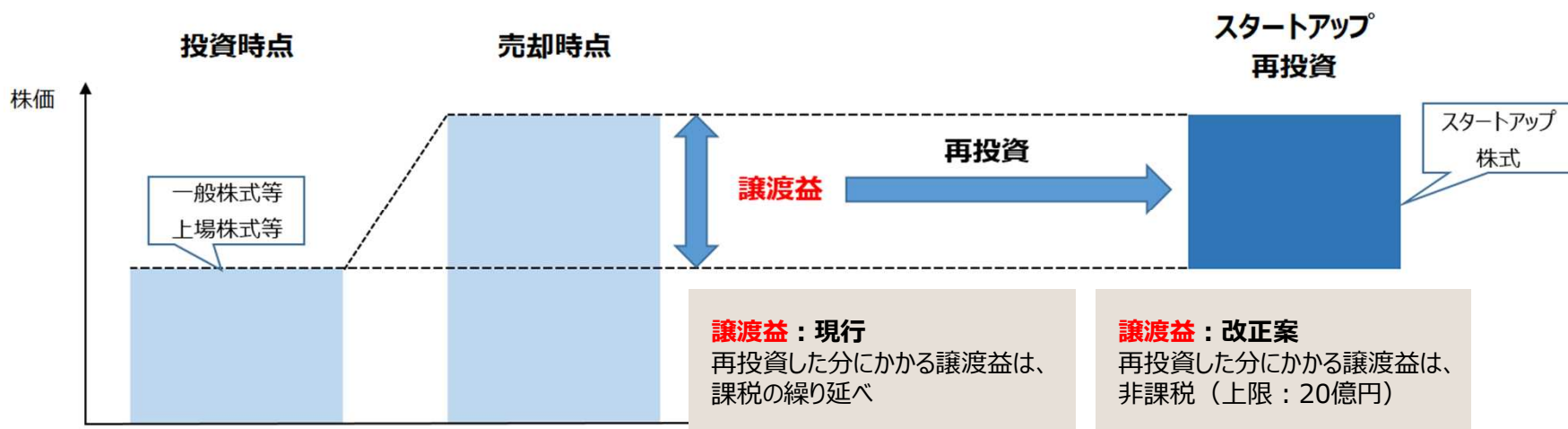
*居住者等には、スタートアップ企業の発起人およびスタートアップ企業に事業の全部を承継させた個人などは、除かれる。

2) 譲渡段階での優遇措置

スタートアップ株式の取得価額は、1) の控除した金額から、「20億円を超える部分の金額」を控除するものとする。

言い換えれば、スタートアップ株式の譲渡等のタイミングでは、譲渡益のうち、上限20億円までの金額は、課税されないことになる。

また、スタートアップ株式の譲渡損については、他の株式譲渡益と損益通算や、譲渡損の3年間の繰越控除の適用を受けることができる。



スタートアップ再投資にかかる非課税措置

● スタートアップ株式のおもな要件

- ① 設立1年未満の中小企業者であること。
- ② 販売費及び一般管理費の出資金額に対する割合が30%を超えること。
- ③ 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の99%を超える会社でないこと。
- ④ 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと。
- ⑤ 発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人等の所有に属している会社または、発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人等の所有に属している会社でないこと。
- ⑥ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

● 選択適用

エンジェル税制との選択適用。

● 適用開始時期

中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、適用が開始される予定。
大綱発表時点では、具体的な適用開始時期は、未定。

エンジェル税制の拡充 譲渡所得の特例

✓ プレシード・シード期のスタートアップへの投資を一層呼び込むため、エンジェル税制の要件を緩和します。

1) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の特例

① 投資時点での優遇措置（改正なし）

居住者等が、特定中小会社が発行した特定株式を払込により取得した場合には、その年分の一般株式・上場株式の譲渡所得から、特定株式の取得に要した金額を控除することができる。

② 譲渡時点での優遇措置（改正あり）

①の適用を受けた特定株式のうち、一定の要件*を満たしたものの取得に要した金額は、つぎのとおり計算される。

	現行	改正案
概要	課税の繰り延べ	20億円までは非課税 20億円を超える部分は、課税の繰り延べ
一定の特定株式 の取得価額	特定株式の取得の取得に要した金額 - 投資時に控除した金額	特定株式の取得の取得に要した金額 - (投資時に控除した金額 - abいずれか低い金額)
		a) 特定株式の取得に要した金額の合計額
		b) 取得年分の一般株式等及び上場株式等の 譲渡所得の合計額（ただし、上限：20億円）

*一定の要件とは、現行の要件に加えて、つぎのすべての要件を満たす必要がある。

- ① 設立後5年未満であること
- ② 設立後の各事業年度における、営業損益金額が、0未満であること
- ③ 設立後の各事業年度における、売上金額が0であること、または、試験研究費その他の一定費用が、出資金額に対して30%を超えること
- ④ その他一定の要件を満たすこと

エンジェル税制の拡充 譲渡所得の特例

③ 適用対象となる特定新規中小企業者の要件の緩和（改正あり）

②の適用対象となる、中小企業者に求められる特定株主支配要件が、緩和される。

④ 添付書類（改正あり）

適用対象となる特定新規中小企業者の確認手続きにおいて、一定の書類については、都道府県知事へ提出する申請書への添付が、不要になる。

	現行	改正案
特定支配株主要件	特定の株主グループの株式保有総数が、発行済株式総数の <u>6分の5</u> を超える会社でないこと	特定の株主グループの株式保有総数が、発行済株式総数の <u>20分の19</u> を超える会社でないこと
確認手続きにおける都道府県知事への添付書類	a) 設立の日の貸借対象表 b) 税理士署名のある法人税申告書の別表1および事業等の概況に関する書類（写し） c) 株式発行決議をした株主総会議事録、取締役の決定を証する書面（または取締役会議事録）（写し） d) 個人が取得した株式の引受けの申込みまたは、その総数の引受けを行う契約を証する書面	いずれも添付不要

エンジェル税制の拡充 寄付金控除の改正

2) 寄付金控除の改正

① 制度の概要（改正なし）

控除対象特定新規株式の取得に要した金額については、800万円を限度として、寄付金控除の適用を受けることができる。

② 適用対象となる特定新規中小企業者の要件緩和

1) ③と同様の要件緩和。

③ 添付書類

1) ④と同様の添付書類の簡略改正。

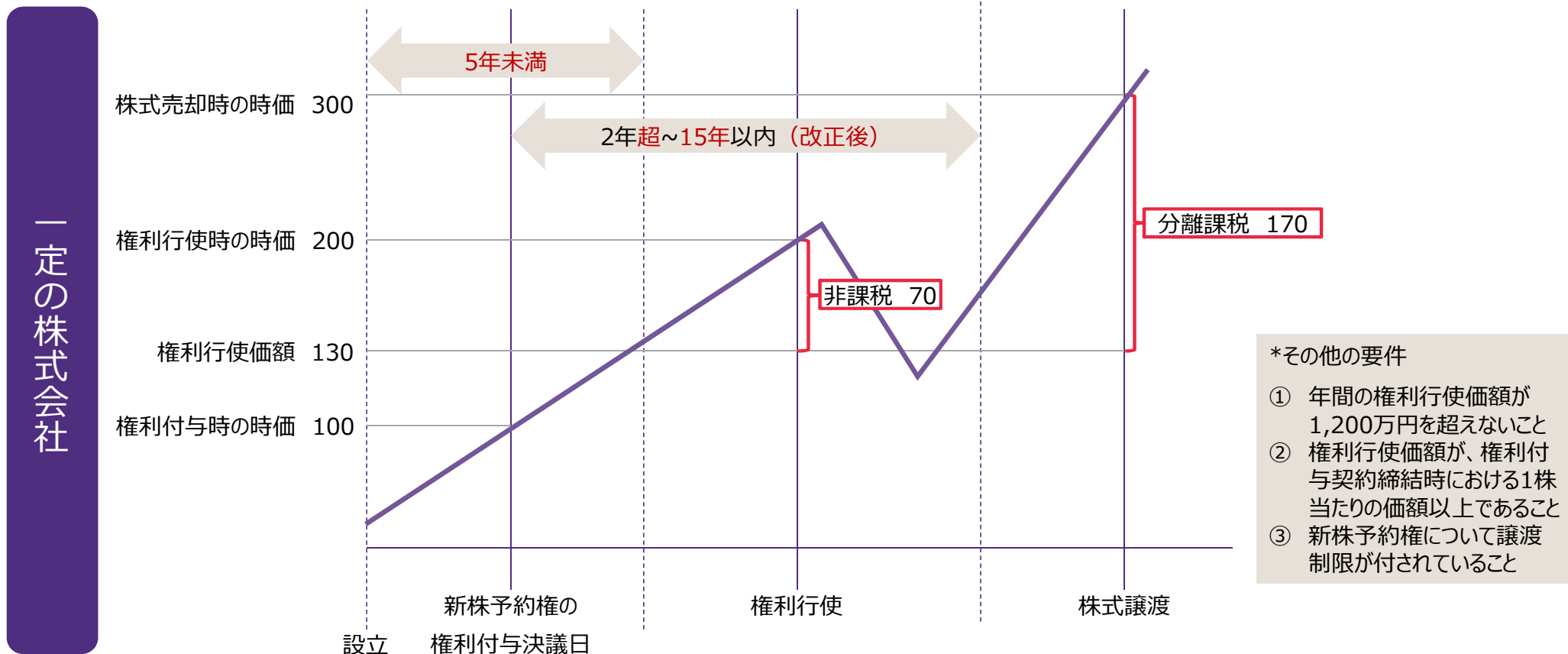
3) 譲渡所得の特例および寄付金控除の特例の改正の適用時期

中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、適用が開始される予定。

大綱発表時点では、具体的な適用開始時期は未定。

ストックオプション税制の拡充

- ✓ 設立後5年未満の非上場の株式会社など一定の株式会社の付与する新株予約権の権利行使期間は、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に要件緩和されました。
- ✓ 一定の株式会社とは、設立後5年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件*を満たすものをいいます。
- ✓ 設立後5年以上経過しているなど、「一定の株式会社」以外の会社は、従来通りの取扱いとなります。



*その他の要件

- ① 年間の権利行使価額が1,200万円を超えないこと
- ② 権利行使価額が、権利付与契約締結時における1株当たりの価額以上であること
- ③ 新株予約権について譲渡制限が付されていること

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

- ✓ 税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置が導入されます。
- **その年分の基準所得金額から3億3,000万円の特別控除額を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が基準所得税額を超える場合には、その超える金額を追加的に申告納税する。**
 - ① 基準所得税額
 - ② (基準所得金額 - 特別控除額3億3,000万円) × 22.5%
 - ⇒ ②が①を超える場合、その超える金額 (② - ①の金額) を申告納税
- **基準所得金額とは**
 - ・ その年分の所得税について申告不要制度（確定申告を要しない配当所得等の特例、確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例）を適用しないで計算した合計所得金額（その年分の所得税について適用する特別控除額を控除した後の金額）。
 - ・ 合計所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額は含まない（NISA制度および特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例において非課税とされる金額も含まない）。
- **基準所得税額とは**
 - ・ その年分の基準所得金額に係る所得税の額。ただし、外国税額控除などを適用しない場合の所得税額で、附帯税およびこの制度により課される所得税の額を除く。
- **適用開始時期**

2025年分（令和7年分）以降の所得税について適用。

土地・住宅税制

✓ 空家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例の見直し・延長

空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、つぎの措置を講じた上、その適用期限が4年延長されます。

措置の内容

- 現行制度では被相続人の居住用家屋の譲渡前に耐震改修工事又は除却工事等を実施することが要件とされていたが、改正案では、被相続人の居住用家屋の譲渡の日からその譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに耐震改修工事又は除却工事等が実施された場合にも、要件を満たすものとされる。
- 被相続人の居住用家屋及び被相続人の居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が3人以上である場合には、特別控除額が2,000万円となる。
- 適用開始時期：2024（令和6）年1月1日以後の譲渡から適用。

土地・住宅税制

✓ 低未利用土地譲渡特別控除の特例の見直しおよび延長

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除について、つぎの措置を講じた上、その適用期限が3年延長されます。

措置の内容

- 適用対象となる低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途から、いわゆる「コインパーキング」が除外。
- つぎに掲げる区域内にある低未利用土地等を譲渡する場合の、低未利用土地等の譲渡対価に係る要件が800万円以下（現行500万円以下）に引き上げ。
 1. 市街化区域又は区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域（用途地域が定められている区域に限る。）
 2. 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する所有者不明土地対策計画を作成した市区町村の区域
- 適用開始時期：2023（令和5）年1月1日以後の譲渡から適用。

土地・住宅税制

✓ 優良住宅地造成等のための譲渡課税特例の見直しおよび延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、つぎの見直しを行った上、その適用期限が3年延長されます。

見直しの内容

- 適用対象から、特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡を除外。
- 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る開発許可について、つぎに掲げる区域内において行われる開発行為に係るものに限定。
 1. 市街化区域
 2. 市街化調整区域
 3. 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域（用途地域が定められている区域に限る。）

個人事業者の届出書の簡素化

✓ 個人事業者の開業・廃業等の届出書

個人事業者の届出の簡素化を図るため、開業・廃業等の届出書の提出期限および提出先が改正され、記載事項も簡素化されます。なお、開業の届出書と同時に提出することが多い青色申告承認申請書の提出期限については大綱では触れられていないので、現行通り事業開始から2月以内に提出する必要があるため、注意が必要です。

	現行	改正案 (2026年(令和8年)1月1日以後の事業開始等から)
開業等の届出書の提出期限	事業の開始等の事実があった日から1月以内	事業の開始等の事実があった日の属する年分の確定申告期限
事務所等に移転する場合の届出書の提出先	移転前の納税地の所轄税務署長	移転後の納税地の所轄税務署長

✓ 青色申告の取りやめ届出書

青色申告書の取りやめ届出書の提出期限および提出先が改正され、記載事項も簡素化されます。

	現行	改正案 (2026年(令和8年)分以後の所得税から)
取りやめ届出書の提出期限	青色申告の取りやめをする年の翌年3月15日	青色申告の取りやめをする年分の確定申告期限

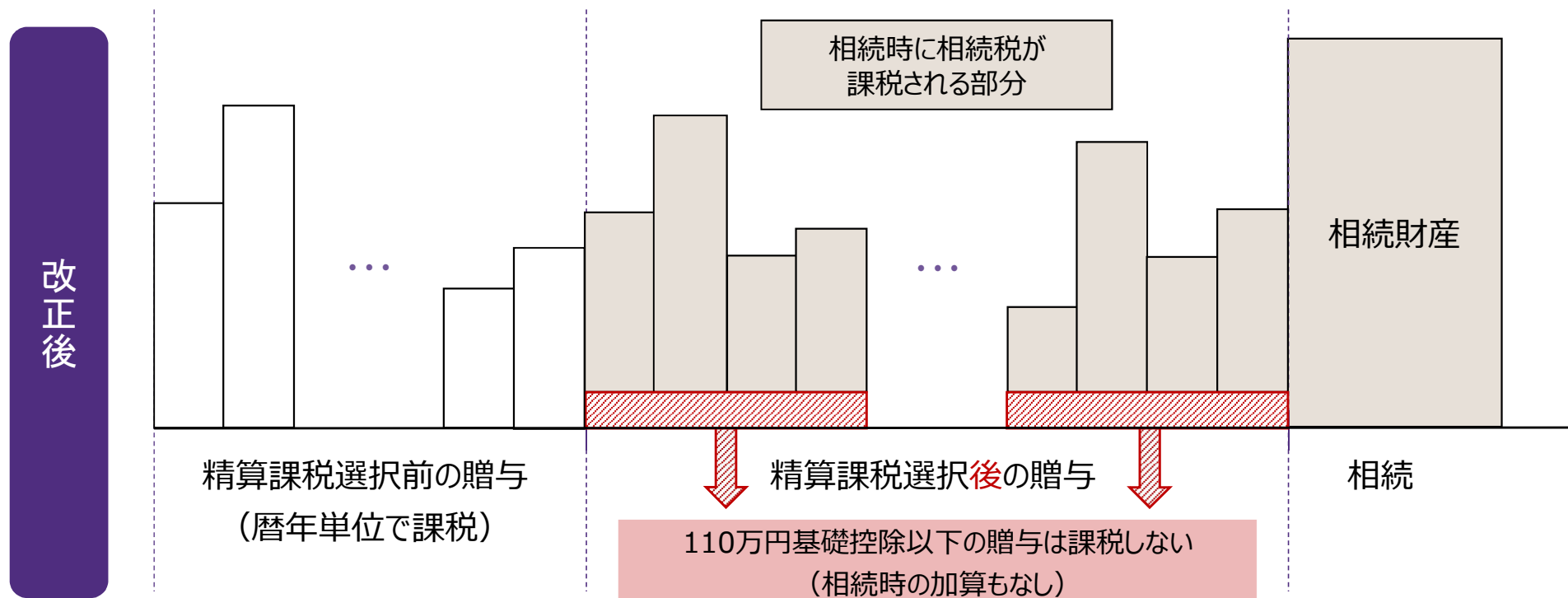
✓ その他の届出の記載の簡素化

- ・源泉所得税の納期の特例に関する承認の申請書(2027年(令和9年)1月分以後の承認申請から変更)
- ・青色申告承認申請書、青色専従者給与に関する届出・変更届出書(2027年(令和9年)分以後の所得税から変更)
- ・給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出書(2027年(令和9年)1月1日以後の事務所の開設等から変更)

本資料は、令和4年12月16日、政府与党より公表された令和5年度税制改正大綱に記載のある主要な改正項目について概要をまとめたものです。税制改正大綱は翌年度以降の税制改正の方針やその概要を記載したものにすぎず、最終的な改正税制の内容は、今後国会に提出される税制改正法律案、その後の国会審議等を受けて、本資料の記載内容より変更が生じる可能性がありますのでご注意ください。

相続時精算課税制度の見直し

- ✓ 2024年1月1日以後の贈与については、相続時精算課税適用者に現行の特別控除額（2,500万円／累積贈与額）とは別途、基礎控除額（110万円／1年）を控除できるようになりました。
- ✓ 特定贈与者の死亡により相続税の課税価格に加算等されるのは、特定贈与者からの累積贈与財産の価額から基礎控除額（110万円/1年）を控除した残額となります。
- ✓ 2024年1月1日以後に相続時精算課税により贈与を受けた一定の土地又は建物が、災害により一定の被害を受けた場合には、当該土地又は建物の価額から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額が、相続税に加算等されることになります。

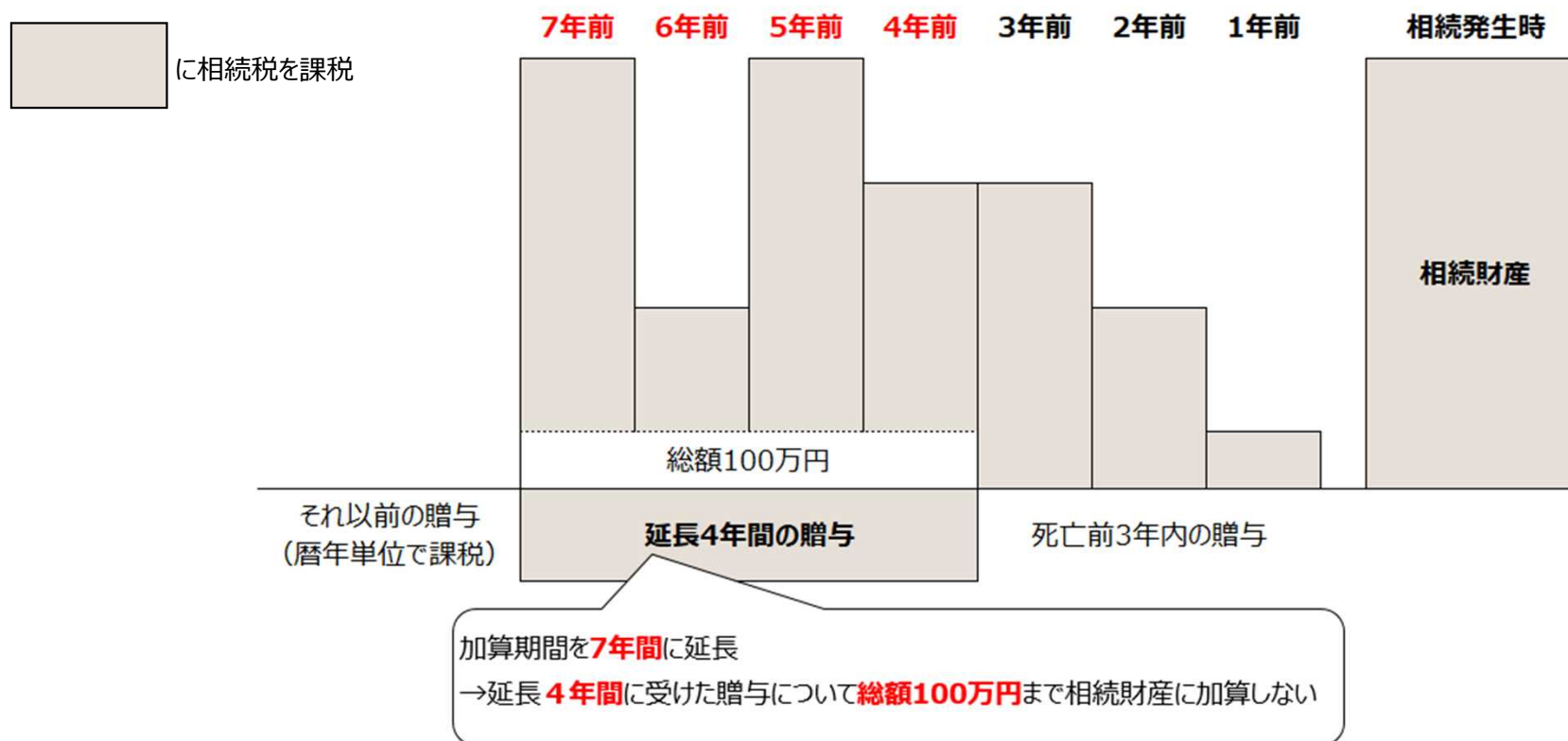


- ✓ 相続時精算課税と異なり、暦年課税における生前贈与加算は、従来通り、基礎控除額も含めて対象となります。

相続開始前に贈与があった場合の相続税 (暦年課税) の見直し (1/2)

- ✓ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内（現行：3年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該財産のうち当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとされます。
- ✓ 摘要時期：2024（令和6）年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用。

<暦年課税における相続前贈与加算>



相続開始前に贈与があった場合の相続税 (暦年課税) の見直し (2/2)

- ✓ 相続開始日が2027（令和9）年1月1日以後発生の場合、相続より加算期間が順次延長され、加算期間が7年となるのは最終的に2031年（令和13年）1月1日以後となります。
- ✓ 2026年（令和8年）12月31日以前に相続が開始する場合には、加算期間は3年のままで、当該改正の影響を受けません。

＜加算期間の経過措置＞

R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年～
3年内加算（従来通り）					3～7年以内加算 経過措置期間				完全移行
3年内贈与加算					R6年1/1以降贈与加算				7年内贈与加算
従来制度	2024(R6)年1/1以降に受けた贈与について、相続前贈与の加算期間延長を適用 →相続前贈与加算期間は、R9年1/1から順次延長される。								

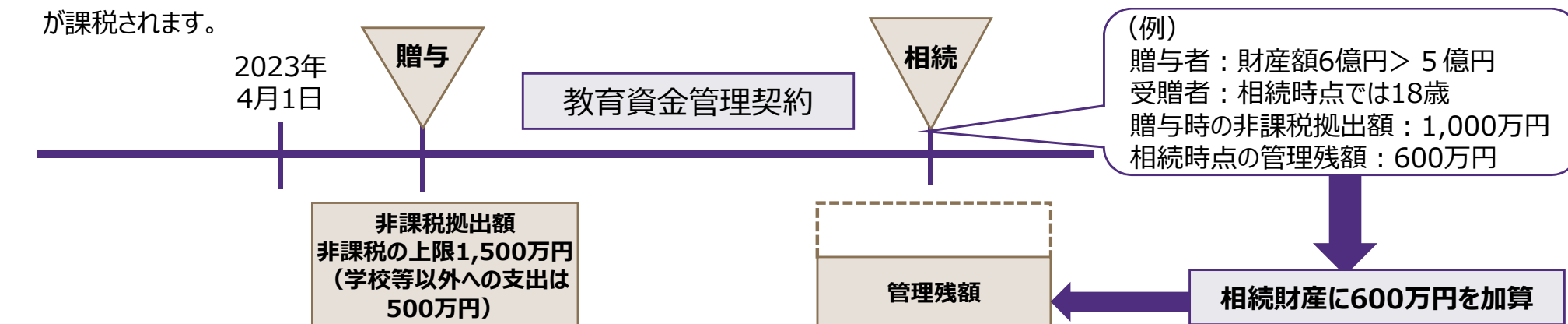
例1 2026(R8)年7/1に亡くなった場合：相続前贈与加算対象は2023(R5)年7/1以降贈与 = **3年間**

例2 2028(R10)年1/1に亡くなった場合：相続前贈与加算対象は2024(R6)年1/1以降贈与 = **4年間**

例3 2031(R13)年7/1に亡くなった場合：相続前贈与加算対象は2024(R6)年7/1以降贈与 = **7年間**

教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し 贈与者死亡時における相続税の課税対象拡大

- ✓ 節税的な利用に対する是正措置を施した上で、適用期限が2026年（令和8年）3月31日まで3年間延長されます。
- ✓ 贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者の年齢にかかわらず、教育資金未利用分（管理残額）にも相続税が課税されます。



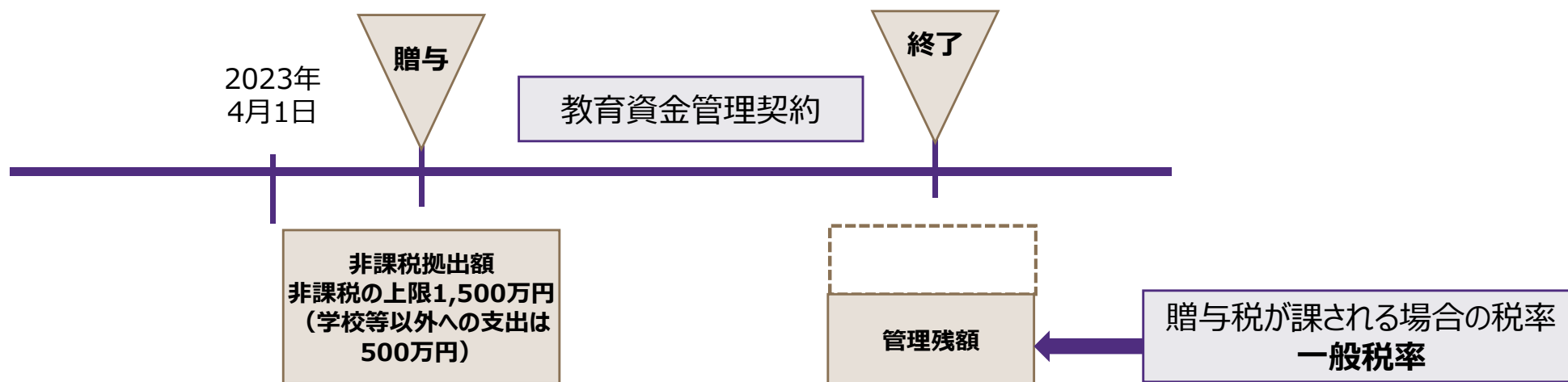
	現行	改正案
適用期限	2023年（令和5年）3月31日まで	2026年（令和8年）3月31日まで
相続財産への加算	加算あり (*一定の場合には対象外)	加算あり (*一定の場合には対象外) ただし、贈与者の死亡時の相続税の課税価格の合計額が 5億円を超える場合 には、 <u>一定の除外要件にかかわらず、管理残額を加算</u>

*贈与者の拋出日と死亡日までの年数に関わらず、管理残額が相続財産への加算対象となりますが、贈与者の死亡日において、受贈者がつぎのいずれかの要件に該当するときは、相続財産に加算しないものとする。

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合

教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し 教育資金の契約終了時の贈与税率の改正等

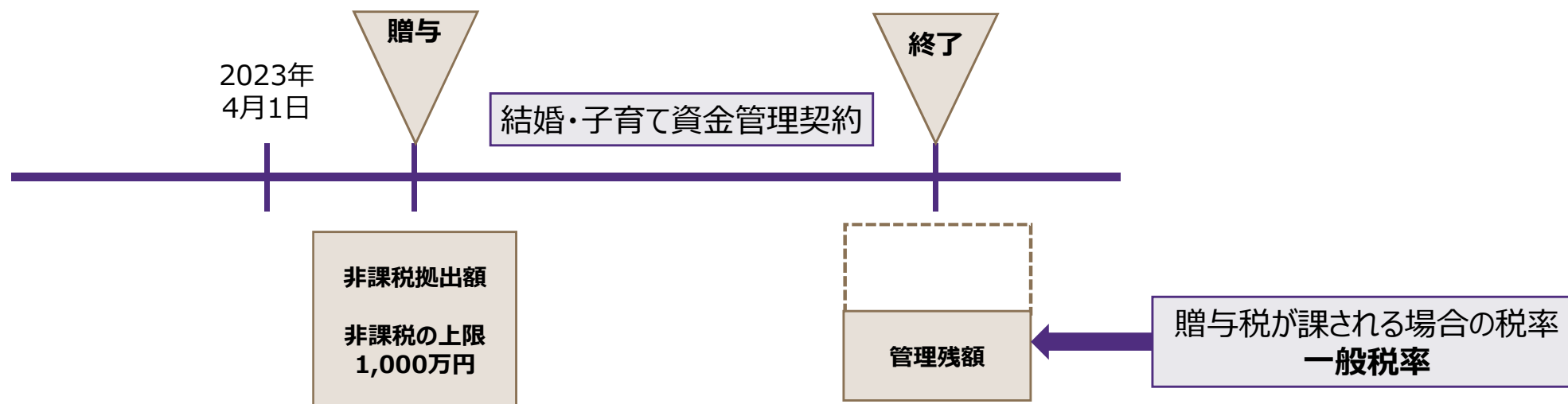
- ✓ 受贈者が30歳に達した場合等により、教育資金の契約が終了した場合に、教育資金未利用分（管理残額）があるときは、受贈者の終了時の年齢にかかわらず、受贈者は管理残額に対して、贈与税の一般税率により贈与税が課税されます。
- ✓ 一般税率への改正は、2023年（令和5年）4月1日以後に取得する信託受益権に係る贈与税について適用されます。
- ✓ 教育資金の範囲が拡充され、都道府県知事等から一定基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加わります（2023年（令和5年）4月1日以後の支払い分から適用）。



	現行	改正案
適用期限	2023年（令和5年）3月31日まで	2026年（令和8年）3月31日まで
契約終了時に 残額に課される贈与税率	受贈者の年齢 18歳未満：一般税率の適用 18歳以上：特例税率の適用	受贈者の年齢にかかわらず、 一般税率のみ適用

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し

- ✓ 節税的な利用に対する是正措置を施した上で、適用期限が2025年（令和7年）3月31日まで2年間延長されます。
- ✓ 受贈者が50歳に達した場合等により、結婚・子育て資金の管理契約が終了した場合に、結婚・子育て資金未利用分（管理残額）があるときは、受贈者は管理残額に対して、贈与税の一般税率により贈与税が課税されます。
- ✓ 一般税率への改正は、2023年（令和5年）4月1日以後に取得する信託受益権に係る贈与税について適用されます。



	現行	改正案
適用期限	2023年（令和5年）3月31日まで	2025年（令和7年）3月31日まで
契約終了時 残額に課される贈与税率	特例税率の適用	一般税率の適用

個人・資産課税関連・その他の改正

- **事業用資産等の特定非常災害により生じた損失の繰越控除の見直し**

事業所得者等の有する棚卸資産や事業用資産等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、損失の程度等に応じ、繰越期間を3年から5年に延長。

- **個人の有する住宅や家財等の特定非常災害により生じた損失の繰越控除の見直し**

個人の有する住宅や家財等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間を3年から5年に延長。

- **期限到来間際にされた相続税の更正の請求に伴い当該相続により財産を取得した他の相続人に対する更正・決定に係る加算税の賦課決定期限の整備**

相続税の更正決定の期間制限（排斥期間）は法定申告期限から5年とされているが、排斥期間が満了する日前6か月以内に相続税の更正の請求がされた場合においては、当該更正の請求をした者の更正・決定期間は請求のあった日から6か月延長される。

改正後は、当該更正の請求に係る相続の他の相続人の更正・決定期間も6か月延長されることとされ、これに伴い加算税の賦課決定も当該請求のあった日から6月を経過する日まで行うことができる。

この改正は、令和5年4月1日以後に法定申告期限が到来する相続税について適用される。

個人・資産課税関連・その他の改正

● 国外転出時課税の納税猶予の見直し

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予について、つぎの措置が講じられる。

- 納税猶予の適用を受けようとする者が、質権の設定がされていないこと等の要件を満たす非上場株式(又は持分会社の社員の持分)を担保として提供する場合において、その者が当該非上場株式(又は当該持分会社の社員の持分)を担保として提供することを約する書類その他の書類を税務署長に提出するときは、その株券を発行せずにその担保の提供ができるように簡素化される。

※上記の措置は、国外転出時課税(所得税)および国外転出時課税(贈与税等)の納税猶予について適用。

● 源泉徴収票の提出方法の見直し

- 給与支払者が市区町村長に給与支払報告書を提出したときは、報告書に記載された給与について、税務署長に「給与所得の源泉徴収票」を提出したものとみなされる。
- 公的年金等の源泉徴収票の提出方法についても、上記と同様の措置となる。
- 従業員へ給与所得の源泉徴収票及び給与支払明細書を電子交付するために必要な従業員の承諾手続きが簡素化される。
- 源泉徴収票関連の改正は、2027年(令和9年)1月1日以後に提出すべき給与所得・公的年金等の源泉徴収票について適用する。



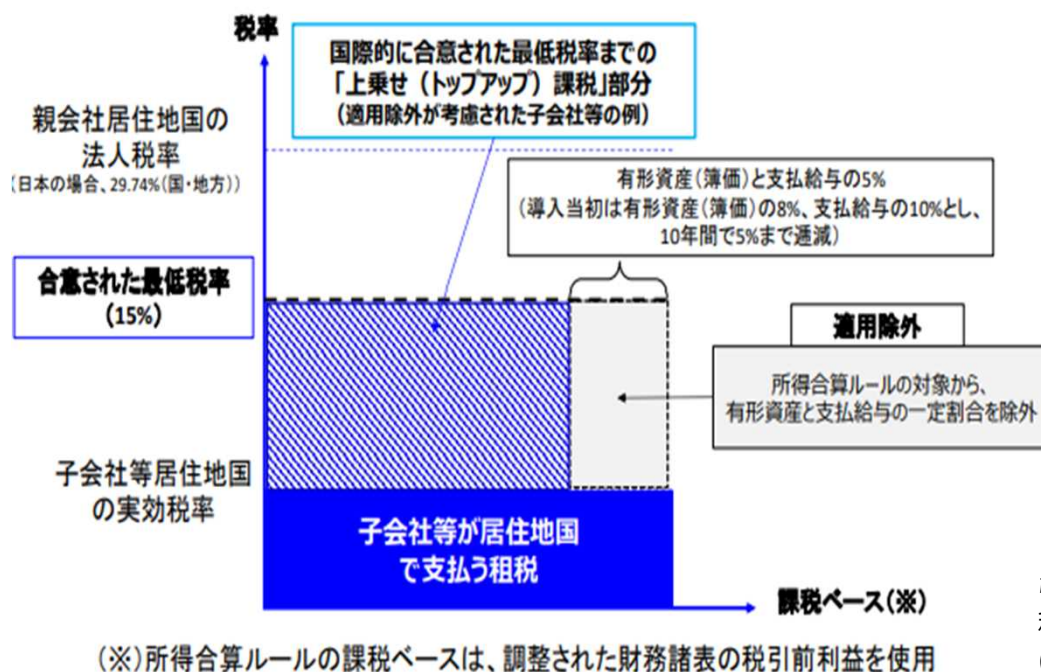
3. 国際課税

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設 (1/5)

✓ 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対し、国際最低課税額について所得合算ルールによる「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）」を課すこととされました。

● 所得合算ルール（Income Inclusion Rule : IIR）制度概要

国別実効税率が**15%**を下回る軽過税国に所在する子会社等の税負担が、合意された最低税率**15%**に至るまで、実効税率と最低税率の差を親会社の所在する国において上乗せ課税を行う制度



● 実効税率（①/②）

- ① 分子：対象税額±調整項目（税効果相当など）
 - ② 分母：会計の純損益±調整項目（税金、配当、株式譲渡損益など）
- ※改正大綱段階では、具体的な実効税率の算定方法には言及していないが、上記調整項目はOECDのGloBEモデルルールに基づく実効税率の計算方法による。

引用元：第21回 税制調査会（2022年11月4日）財務省説明資料（国際課税）43頁より引用。

(<https://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/zeicho/2022/4zen21kai.html>)

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設 (2/5)

● 対象法人

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が対象となり、特定多国籍企業グループ等は下記を満たすグループをいう。

- ① 企業グループ等であること
- ② 各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち、2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ相当額以上であること

● 課税方法

国際最低課税額（課税標準）×90.7/100 * 課税標準の計算については次ページ以降参照

● 申告・納付期限

各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に申告・納付を行う。

● 適用開始事業年度

対象法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用する。

● 情報申告制度

対象法人は、特定多国籍企業グループ等報告事項等を申告・納付期限までにe-Taxにより提供を行う。英語により行うものとされ、対象となる内国法人が複数ある場合には、代表する1社が提供することが可能（不提供及び虚偽報告に対する罰則あり）。特定多国籍企業グループ等報告事項等の内容は以下の通りである。

- ① 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称
- ② 各構成会社等の所在地国ごとの国別実効税率
- ③ 特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額その他必要な事項等

また、国別報告事項（CbCR）の提供と同様、最終親会社の所在地国の税務当局が、上記報告事項等の提供を日本に対して行うと認められるときは、提供義務者である内国法人の提供義務は免除される等の特例がある。

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設 (3/5)

✓ 国際最低課税額(課税標準)

構成会社等である内国法人が属する特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額のうち、その特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等又はその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(わが国を所在地国とするものを除く)に配賦される会社等別国際最低課税額に対して、内国法人の所有持分等を勘案して計算した帰属割合を乗じて計算した金額の合計額。

国際最低課税額の計算過程					
ステップ1 国別グループ純所得の計算	所在地国個別計算 所得金額合計額	−	所在地国個別計算 損失金額合計額	=	国別グループ純所得
ステップ2 国別調整後対象租税額の計算	純損益対象租税額	+	税効果会計調整額	+	一定の調整等 = 国別調整後 対象租税額
ステップ3 国別実効税率の計算	国別調整後 対象租税額	=	国別グループ純所得		国別実効税率
ステップ4 グループ国際最低課税額の計算	当期国別国際 最低課税額等	−	自国内国際 最低課税額	=	グループ国際最低課税額
ステップ5 会社等別国際最低課税額の計算	グループ国際 最低課税額	×	個別計算 所得金額 所在地国個別計算 所得金額合計額	=	会社等別国際最低課税額
ステップ6 国際最低課税額の計算	会社等別国際 最低課税額	×	帰属割合	=	国際最低課税額

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設 (4/5)

ステップ1 国別グループ純所得の計算

法域ごとに（ここでは日本）所在する全ての構成会社等に係る個別計算所得金額(※1) - 個別計算損失金額

※1 当期純損益金額(最終親会社等の連結財務諸表等の作成の基礎となる構成会社等の純損益)につき一定の調整等(※2)を行って計算した金額

※2 一定の調整等

・ 構成会社等の恒久的施設等がある場合において、その恒久的施設に係る個別財務諸表があるときは、その個別財務諸表に基づいて、当期純損益金額のうち恒久的施設等に帰せられる金額を計算する。

また、その恒久的施設等に係る個別財務諸表等がない場合は、その恒久的施設等が独立した会社等であるものとして、当期純損益金額のうち恒久的施設等に帰せられる金額を計算する。

・ 当期純損益金額のうちに含まれる次に掲げる金額等を除外する。

① 構成会社等が1年以上保有している所有持分又は一定の保有割合を有する所有持分に係る受取配当等の金額

② 国際海運所得等の金額

※ OECDモデルルールでは、GloBE所得(国別グループ純所得)の計算にあたって、税金費用、配当等の調整についても記載されており、今後制度化にあたり調整内容が追加される可能性がある。

ステップ2 国別調整後対象租税額の計算

法域ごとの（ここでは日本）構成会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額 + 税効果会計調整額 ± 一定の調整等 (※3)

※3 一定の調整等

・ 個別計算所得等の金額の計算上、恒久的施設に帰せられる当期純損益金額がある場合には、その当期純損益に対応する対象租税の額についても恒久的施設等に帰せられる金額を計算する。

・ 外国子会社合算税制により構成会社等の所得相当額に対して課された税額について、一定の方法によりその構成会社等に配分を行う。したがって、日本の外国子会社合算税制により、海外子会社が会社合算の適用を受けた場合、当該子会社所在地国の国別実効税率は、日本の法定税率に近づくことが予想され、本制度による課税は生じないことが想定される（国別実効税率が基準税率である15%以上となる可能性が高くなる）。

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設 (4/5)

ステップ3 国別実効税率の計算

国別調整後対象租税額 / 国別グループ純所得の金額

ステップ4 グループ国際最低課税額の計算

(国別実効税率が基準税率を下回り、かつ、その所在地国に係る国別グループ純所得の金額がある場合)

当期国別国際最低課税額 (国別グループ純所得の金額 - 給与有形固定資産等の5%相当額) × (基準税率15% - 国別実効税率)
+ 再計算国別国際最低課税額 (※4) + 未分配所得国際最低課税額 (※5) - 自国内国際最低課税額 (※6)

※4 過年度修正税額

※5 投資会社等に関して課税分配法を選択した場合の未分配所得金額に対する追加税額

※6 GloBEルールに定められた一定の要件を満たす所在地国での追加税額

・ 当期国別国際最低課税額の適用免除基準

次に掲げるすべての要件を充足する場合は、当期国別国際最低課税額はゼロとする。

① その構成会社等の所在地国におけるその対象会計年度とその年度の直前の2対象会計年度に係る特定多国籍企業グループの収入金額の平均額が1,000万ユーロ相当額に満たないこと。

② その構成会社等の所在地国におけるその対象会計年度とその年度の直前の2対象会計年度に係る特定多国籍企業グループの利益又は損失の額の平均額が100万ユーロ相当額に満たないこと。

ステップ5 会社等別国際最低課税額の計算

グループ国際最低課税額 × 各構成会社等の所在地国における個別計算所得金額 / 当該所在地国における全ての構成会社等の個別計算所得金額合計

※ 構成会社等から日本を所在地国とするものは除く。

ステップ6 国際最低課税額の計算

内国法人が所有持分を有する構成会社等の区分に応じ定められたその構成会社等のその対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額 × 帰属割合

(その内国法人の所有持分等を勘案して計算した割合)

外国子会社合算税制の見直し

✓ 外国子会社合算税制(いわゆるタックスヘイブン対策税制)について以下のとおり見直しが行われました。

※令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用

(1) 会社単位の合算課税が免除される特定外国関係会社の租税負担割合が**27%**(現行は30%)以上。

(2) 次の部分対象外国関係会社については、これまで申告書に添付することとされていた書類の申告書添付が不要になり、会社に保存すればよい。

①部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社

②部分適用対象金額が2,000万円以下であること等により、TH税制の適用がない部分対象外国関係会社

(3) 現行制度では、外国関係会社の株主等に関する事項その他の事項を記載した書類を申告書に添付することとなっているが、株主等に関する事項は出資関係図等に記載すればよい。

(注) (2)(3)に関する事項以外の事項については引き続き別途の記載・申告書添付が必要。

国際課税関連・その他の改正

● 非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者（次に掲げる者のいずれかに該当するものを除く）の令和9年1月1日から令和13年12月31日までの間のカジノ所得（一定のカジノ行為の勝金に係る一時所得）については所得税を課さない。

- (1) 特定複合観光施設区域整備法の規定により入場料等を賦課するものとされている者
- (2) 特定複合観光施設区域整備法の規定によりカジノ行為を行ってはならないこととされている者

● 債券現先取引に係る利子等の非課税措置

特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限が3年延長される。

● 振替国際等の利子の課税の特例に係る提出形式

振替国際等の利子の課税の特例等について、e-Taxにより税務署長に対して提出する一定の書類のファイル形式が、XML形式又はCSV形式となる。

※令和6年7月1日以後に提出する書類について適用

● 上場株式等の配当等に係る租税条約等の適用手続き

上場株式等の配当等に係る租税条約等の適用手続きについて、その配当等の支払の取扱者のその支払いを受ける者等に関する事項の光ディスク等による税務署長に対する提供に変えて、e-Taxにより提出可能。（ファイル形式はCSV形式）

※令和6年7月1日以後に提供する事項について適用



4. 消費税

適格請求書保存方式（インボイス制度）に係る見直し

✓ インボイス制度導入後の事務負担を考慮して、少額な返還インボイスの交付義務が見直されます。

● 背景

インボイス制度への移行に伴い、請求書発行後に行った値引き処理や、売り手側負担となる振込手数料等の売上値引き処理について、返還インボイスの交付義務が課せられると事務負担が煩雑になると懸念されていた

● 改正案

税込価額が1万円未満である場合には、返還インボイスの交付は不要
対象はすべての適格請求書発行事業者

● 適用開始時期

2023年（令和5年）10月1日以後の課税資産の譲渡等について行う売上に係る対価の返還等について適用される

✓ 中小事業者・小規模事業者の事務負担を軽減するため、以下の経過措置が設けられます。

● 改正案

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者は、2029年（令和11年）9月30日までの間、1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能（インボイス保存不要）

免税事業者が課税事業者を選択した場合、2026年（令和8年）9月30日までの間、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができる（売上の把握のみで申告可能）

● 適用開始時期

2023年（令和5年）10月1日以後の取引から適用される



5. 納税環境整備

電子帳簿保存制度の見直し（優良電子帳簿の範囲）

- ✓ 信頼性の高い電子帳簿へのさらなる移行を目指す観点から、過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の範囲について見直されます。

● 対象帳簿（所得税・法人税）の範囲

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none">● 仕訳帳● 総勘定元帳● その他必要な帳簿（全て）	<ul style="list-style-type: none">● 仕訳帳● 総勘定元帳● その他必要な帳簿（下記①～⑧の記載事項に係る帳簿に限定）<ul style="list-style-type: none">① 手形（融通手形を除く）上の債権債務に関する事項② 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く）③ 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む）その他債務に関する事項④ 有価証券（商品であるものを除く）に関する事項（法人税のみ）⑤ 減価償却資産に関する事項⑥ 繰延資産に関する事項⑦ 売上（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの等を含む）その他収入に関する事項⑧ 仕入その他経費又は費用（法人税の場合は賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く）に関する事項

● 適用開始時期

2024年（令和6年）1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用される

出典：税制調査会資料をもとに作成

電子帳簿保存制度の見直し（スキャナ保存）

✓ 制度の利用促進を図る観点から、スキャナ保存制度について、以下のように見直されます。

● 現行の概要と改正案

現行の概要	改正案
<ul style="list-style-type: none">● 決算関係書類を除く国税関係書類（領収書等）については、以下の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることを可能とする制度。 <ol style="list-style-type: none">① 入力期間の制限② 一定水準以上の解像度及びカラー画像での読み取り③ タイムスタンプ付与④ ヴァージョン管理（訂正・削除履歴の確保）⑤ 検索機能の確保⑥ 見読可能装置の備付け等⑦ 電子計算機処理システムの概要書等の備付け⑧ 入力者等情報の確認⑨ 読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存⑩ 帳簿との相互関連性	<ul style="list-style-type: none">● 現行のスキャナ保存要件の一部を緩和する。 <ol style="list-style-type: none">① 入力期間の制限② 一定水準以上の解像度及びカラー画像での読み取り③ タイムスタンプ付与④ ヴァージョン管理（訂正・削除履歴の確保）⑤ 検索機能の確保⑥ 見読可能装置の備付け等⑦ 電子計算機処理システムの概要書等の備付け⑧ （不要）⑨ （不要）⑩ 帳簿との相互関連性を求める書類を「重要書類」に限定 ※「重要書類」とは、資産や物の移動に直結・連動する書類（契約書、領収書、納品書、請求書など）

● 適用開始時期

2024年（令和6年）1月1日以後に保存される国税関係書類について適用される

出典：税制調査会資料をもとに作成

電子帳簿保存制度の見直し（電子取引）

- ✓ 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進等の観点から、電子取引の取引情報に係るデータを電子的に保存するための手続きについて、以下のように見直されます（令和6年1月1日以後適用）。

● システム対応が間に合わなかった事業者等への対応

	現行	改正案
位置づけ	令和5年12月31日までの経過措置	本則
適用要件	税務署長がやむを得ない事情があると認める場合 出力書面の提示・提出の求めに応じることができる	税務署長が相当の理由があると認める場合 出力書面の提示・提出及びデータのダウンロードの求めに応じることができる
運用上の配慮	事実上の出力書面による保存が可能	なし（データの保存は必要）
保存期間	出力書面について、事実上、税務調査期間の保存が必要	データ及び出力書面について、事実上、税務調査期間の保存が必要
具体的な適用場面	システム対応が間に合わなかった事業者等	システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者等

● 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度における検索機能の確保の要件の見直し

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の要件を充足した検索機能を確保しておく必要がある。 ● ダウンロードの求めに応じることができる場合には、一定の要件が緩和され、更に「売上高が1千万円以下」である業者は、すべての検索機能の確保が不要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● データを出力した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る）の提示・提出の求め及びそのデータのダウンロードの求めに応じることができるようにしているときは、検索機能の確保の要件を満たしているものとする。 ● ダウンロードの求めへの対応を前提にすべての検索機能の確保の要件が不要となる売上基準を「5千万円以下」に引き上げる。

出典：税制調査会資料をもとに作成

高額・繰り返し行為に対する無申告加算税等の制度の整備

✓ 納税コンプライアンスを高める観点から、高額無申告や繰り返し行われる無申告行為についての制度が整備されます。

● 改正案

無申告加算税の割合について、税額が300万円を超える部分の割合を30%（調査通知後更正予知前は25%）に引き上げる前年度及び前々年度の国税について無申告加算税又は無申告重加算税を課される者について、当年度の無申告加算税又は無申告重加算税の割合を10%加重する

	納税額（増差税額）	現行		改正案		
		通常	重加算税（無申告）	高額無申告	繰り返し無申告	
					通常	重加算税（無申告）
調査通知以後 更正予知前	50万円以下	10%	40%	10%	20%	50%
	50万円超300万円以下	15%		15%	25%	
	300万円超	15%		(*1) 25%	(*2) 35%	
更正予知後	50万円以下	15%		15%	25%	
	50万円超300万円以下	20%		20%	30%	
	300万円超	20%		(*1) 30%	(*2) 40%	

*1：納税者の責めに帰すべき事由がない場合は所要の措置を講ずる

*2：高額無申告の場合の加重措置が適用される場合の税率を記載している

適用開始時期

2024年（令和6年）1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用される

出典：税制調査会資料をもとに作成



6. その他

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

- ✓ 防衛力の抜本的な強化を行うための安定的な財源確保のため、2027年度（令和9年度）に向けて段階的に実施されます。
- ✓ 施行時期は、2024年（令和6年）以降の適切な時期とされています。

	現行	改正後
法人税	—	(法人税額 - 500万円) × 4~4.5%
所得税	復興特別所得税：所得税額 × 2.1% * 2037年（令和19年）12月31日まで	所得税：所得税額 × 1.0% 復興特別所得税：所得税額 × 1.1% * 課税期間延長
たばこ税	—	3円/本の引上げ



© 2023 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

"Grant Thornton" refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton Taiyo Tax Corporation is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.